

# 耐震診断・耐震改修マーク表示制度

財団法人 日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター  
既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

(財)日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センターおよび既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会では、「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を創設いたしました。(平成20年2月13日発足)

## ■ 目的

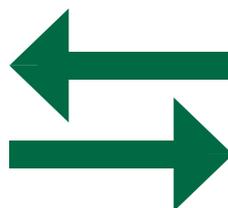
昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された建築物で、耐震改修促進法の耐震診断の指針又は建築基準法の現行耐震基準に適合することが確認できた場合に、その旨を表すマークを記載したプレートを当該建築物に表示し建築物利用者等に情報提供することにより、建築物所有者・管理者の耐震安全意識向上を図るとともに耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応を可能とすることを目的とします。

昭和56年以前に建築された建築物※1で、耐震診断や耐震改修の確認等※2が行われた建築物の所有者・管理者がプレートの申請をした場合に交付者よりプレートが交付されます。

申請によりプレートの交付を受けた者は、プレートを当該建築物に表示することが出来るとともに、プレートの交付を受けたことをホームページや印刷物に掲載することができます。



プレートの交付



申請

(検査済証、判定書等添付)

交付者

特定行政庁

所管行政庁

耐震判定団体

ネットワーク委員会に参加している指定確認検査機関

耐震改修支援センター

## ※1 対象とする建築物とは

対象とする建築物は昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された以下の建築物です。

- (1) 耐震改修促進法に定める特定建築物に該当する用途、規模であるもの  
(用途例：体育館、病院、劇場、百貨店、ホテル、賃貸住宅、事務所、博物館、飲食店、工場など)
- (2) 分譲の共同住宅で、階数が3以上かつ延べ床面積1000㎡以上であるもの

## ※2 耐震診断や耐震改修の確認等とは

建築物の耐震性に関して、以下の確認等が行われた建築物です。

- (1) 耐震診断を実施した建築物の場合  
耐震診断の結果について、ネットワーク委員会に参加し行政庁の指導に基づいて耐震判定を行っている耐震判定団体から、建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物
- (2) 耐震改修を実施した建築物の場合
  - イ. 耐震改修促進法における所管行政庁から耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受け、建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物
  - ロ. 建築基準法による建築確認を受けて耐震改修を実施し、完了検査が行われ、検査済証の交付を受けた建築物
  - ハ. 耐震判定団体から耐震診断・耐震改修計画の判定を取得して耐震改修を実施し、耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物

■ プレート（見本）

**見 本**



**耐震診断／耐震改修済建築物**

財団法人 日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター  
既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

この建築物は、昭和56年以前に建築されたものですが、耐震診断、  
又は、耐震改修の結果、現行の耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針  
又は建築基準法に基づく耐震基準に適合している建築物です。

建築物名称	○○○○○○○○ビル
所在地	○○県○○市○○町○-○-○
交付番号	○○-○○-○○
交付年月日	平成○○年○○月○○日
交付者	○○○○○○ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

■ 本制度の詳細は（財）日本建築防災協会のホームページをご覧ください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/mark.html>

■ 問い合わせ先

（財）日本建築防災協会 耐震マーク表示制度係 電話03-5512-6451  
E-mail kenbokyo@kenchiku-bosai.or.jp